産科医療補償制度の改定について(報告)

令和3年度第1回本協議会において案件として取り上げさせていただいた、産科医療補償制度の改定に係る条例改正案が**令和3年第4回摂津市議会定例会において承認**され、2022年(令和4年)1月より、 施行となりましたのでご報告いたします。

【産科医療補償制度とは】

分娩に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および 産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

【主な改定内容】

- ◎補償対象範囲
 - 「補償対象基準」「除外基準(先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺であること)」「重症度基準(身体障害者障害程度等級1級または2級相当の脳性麻痺であること)」のすべてを満たす場合に補償対象となります。「補償対象基準」については低酸素状況等を要件とする個別審査を廃止し一般審査に統合して「在胎週数が28週以上であること」が基準になります。
- ◎掛金相当額(出産育児一時金)*条例改正箇所 出産育児一時金の総額42万円(現行から変更なし)の内、同制度の補償のために加算されている掛金相当 額が現行の16,000円から12,000円に改定(総額42万円は変わらず)されます。

【適用時期】2022年(令和4年)1月以降の分娩より適用 【補償金】総額3,000万円(現行から変更なし)